

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
---	---	-----

告 示

○危険薬物の指定.....	(医務薬務課)	1
---------------	---------	---

告 示

北海道告示第800号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成30年12月20日から施行する。

平成30年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 2－（〔2－（4－エチル－2，5－ジメトキシフェニル）エチル〕アミノ}メチル）フェノール及びその塩類
 - 3－〔1－（1－ピペリジニル）シクロヘキシル〕フェノール及びその塩類
 - キノリン－8－イル＝1－ペンチル－1H－インダゾール－3－カルボキシラート及びその塩類
-